

令和2年度認知症高齢者の家族のつどい

第2回テーマ 介護サービスを上手く活用しよう①

「訪問看護について」

講師：ひなた訪問看護ステーション 管理者 沢井 智美氏

訪問看護とは、看護師等がお宅に訪問して、その方の病気や障がいに応じた看護を行うことです。健康状態の悪化防止や、回復に向けてお手伝いします。



Q 認知症の人でも利用できるの？

A 認知症の症状でお困りの方にもご利用いただけます。

場所や人が認識できない、もの盗られ妄想、介護拒否、言動が攻撃的になる等の症状でお困りの方に対して、症状の出現する原因を探り対応方法を助言します。症状の緩和やご家族の負担が軽減できるように、医師やサービス関係者と連携して支援します。

Q どんな依頼が多いですか？

A 認知症の方は体調不良をうまく伝えられません。急に食事をしなくなっても、「痛い、痛い」と言い続けていても検査や入院に適應できず医療が受けられない時もあります。反対に何度病院へ行っても「どこも悪くない」と言われてしまうこともあります。

そのような困った時にご依頼を受けることが多いです。

家で訪問診療を受けたり、看護師が症状を観察し、かかりつけ医へ報告・指示を受けたりすることで、在宅でも必要な医療を受けることが可能となります。

訪問看護を利用するには

訪問看護は介護保険または医療保険での利用となります。その方の疾患、年齢などによりどちらを利用できるかが異なります。

どちらの保険も必ず主治医の訪問看護指示書が必要です。利用を希望される方は、かかりつけ医、担当のケアマネジャー、地域包括支援センターなどにご相談下さい。

